

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一〜六 （略）

七 保険者又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。

一 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。

二 任意継続被保険者であるとき。

三 その他特別の理由があるとき。

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

- へ 貨物積卸しの事業
- ト 焼却、清掃又はとさつの事業
- チ 物の販売又は配給の事業
- リ 金融又は保険の事業
- ヌ 物の保管又は賃貸の事業
- ル 媒介周旋の事業
- ヲ 集金、案内又は広告の事業
- ワ 教育、研究又は調査の事業
- カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ヨ 通信又は報道の事業
- タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの（略）
- 4 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 5 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。
- 6 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。
- 7・8（略）
- 9 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、日雇労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 10 この法律において「共済組合」とは、法律によつて組織された共済組合をいう。

(組合管掌健康保険)

第六条 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。

(二以上の事業所に使用される者の保険者)

第七条 同時に二以上の事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者は、第五条第一項及び前条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによる。

(組織)

第八条 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。

(法人格)

第九条 健康保険組合は、法人とする。

2 健康保険組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第十条 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合という文字を用いなければならない。

2 健康保険組合でない者は、健康保険組合という名称を用いてはならない。

(設立)

第十一条 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

第十二条 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第十三条 第三十一条第一項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請を行う場合にあっては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

第十四条 厚生労働大臣は、一又は二以上の適用事業所（第三十一条第一項の規定によるものを除く。）について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ずることができる。

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

（成立の時期）

第十五条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

（規約）

第十六条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
  - 二 事務所の所在地
  - 三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
  - 四 組合会に関する事項
  - 五 役員に関する事項
  - 六 組合員に関する事項
  - 七 保険料に関する事項
  - 八 準備金その他の財産の管理に関する事項
  - 九 公告に関する事項
  - 十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規約の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

(組合員)

第十七条 健康保険組合が設立された適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

(組合会)

第十八条 健康保険組合に、組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもって組織する。

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

(組合会の議決事項)

第十九条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 収入支出の予算

三 事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

(組合会の権限)

第二十条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

(役員)

第二十一条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

(役員職務)

第二十二条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(合併)

第二十三条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

(分割)

第二十四条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

3 分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあつては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて健康保険組合を設立するには、分割により設立される健康保険組合の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

5 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（設立事業所の増減）

第二十五条 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の同意を得なければならない。

2 第三十一条第一項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあつては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

3 第一項の規定により健康保険組合が設立事業所を減少させるときは、健康保険組合の被保険者である組合員の数が、設立事業所を減少させた後においても、第十一条第一項（健康保険組合を共同して設立している場合にあつては、同条第二項）の政令で定める数以上でなければならない。

4 第十二条第二項の規定は、第一項の被保険者の同意を得る場合について準用する。  
（指定健康保険組合による健全化計画の作成）

第二十八条 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の

指定を受けたもの（以下この条及び次条において「指定健康保険組合」という。）は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（以下この条において「健全化計画」という。）を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

（政令への委任）

第三十条 この節に規定するもののほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に関して必要な事項は、政令で定める。

（適用事業所）

第三十一条 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第三十二条 適用事業所が、第三条第三項各号に該当しなくなったときは、その事業所について前条第一項の認可があったものとみなす。

第三十三条 第三十一条第一項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第三十四条 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 前項の承認があったときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

(資格取得の時期)

第三十五条 被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった日から、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第三十六条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 その事業所に使用されなくなったとき。
- 三 第三条第一項ただし書の規定に該当するに至ったとき。
- 四 第三十三条第一項の認可があったとき。

(任意継続被保険者)

第三十七条 第三条第四項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内にしなければならぬ。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

2 第三条第四項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、この限りでない。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 (略)

2 前項の確認は、第四十八条の規定による届出若しくは第五十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(標準報酬月額)

第四十条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。  
(定時決定)

第四十一条 (略)

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第四十三条又は第四十三条の二の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 保険者は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号のうち二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月(六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(改定)

第四十三条 (略)

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

(育児休業等を終了した際の改定)

第四十三条の二 (略)

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所については、各事業所について、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項若しくは前条第一項又は第一項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第四十五条 (略)

2 第四十条第三項の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。  
(現物給与の価額)

第四十六条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。

2 健康保険組合は、前項の規定にかかわらず、規約で別段の定めをすることができる。  
(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第四十七条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、次の各号に掲

げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年）の九月三十日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定められた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

（通知）

第四十九条（略）

2 事業主は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

3 5（略）

第五十条（略）

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

（確認の請求）

第五十一条 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、第三十九条第一項の規定による確認を請求することができる。

2（略）

（健康保険組合の付加給付）

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

（損害賠償請求権）

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(文書の提出等)

第五十九条 保険者は、保険給付に關して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第二百二十一条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(受給権の保護)

第六十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第六十二条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることを除く。以下この条、第八十五条、第八十六条、第八十八条及び第九十七条において同じ。)の疾病又は負傷に關しては、次に掲げる療養の給付を行う。

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に係る給付は、同項の給付に含まれないものとする。

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。

一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。)

4 第一項の給付(厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。)は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

(保険医又は保険薬剤師)

第六十四条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師(以下「保険医」と総称する。)又は薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)でなければならぬ。

(保険医療機関の指定の変更)

第六十六条 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第六十七条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む。)を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

第六十八条 第六十三条第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があつたものとみなす。

(保険医療機関又は保険薬局のみなし指定)

第六十九条 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師について第六十四条の登録があつたときは、当該診療所又は薬局について、第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなす。ただし、当該診療所又は薬局が、第六十五条第三項又は第四項に規定する要件に該当する場合であつて厚生労働大臣が同号の指定があ

つたものとみなすことが不相当と認めるときは、この限りでない。

(厚生労働大臣の指導)

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

第七十五条 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 (略)

2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

3 4 (略)

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(第八十八条第十一项において単に「基金」という。)に委託することができる。

6 (略)

(薬価調査等についての厚生労働大臣の権限)

第七十七条 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しく

は保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 2 (略)

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

第七十九条 保険医療機関又は保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 保険医又は保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第八十条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を取り消すことができる。

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

(処分に対する弁明の機会の付与)

第八十三条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、若しくは保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、当該医療機関若しくは薬局の開設者又は当該保険医若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(保険者が指定する病院等における療養の給付)

第八十四条 第六十三条第三項第二号及び第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び健康保険の診療又は調剤に関する準則については、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令の例による。

2 第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、第七十

四条の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。ただし、保険者が健康保険組合である場合においては、規約で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとするができる。

3 健康保険組合は、規約で定めるところにより、第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、第七十四条の規定の例により算定した額の範囲内において一部負担金を支払わせることができる。

(入院時食事療養費)

第八十五条 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 (略)

(特定療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の承認を受けたもの(第十二項において準用する第六十五条の規定により、病床の全部又は一部を除いて承認を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「特定承認保険医療機関」という。)のうち自己の選定するものから受けた療養

二 (略)

2 特定療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費

用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額

二（略）

3 14（略）

（訪問看護療養費）

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたとものに限り、）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2（略）

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額とする。

5 13（略）

（指定訪問看護事業者の指定）

第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。

（厚生労働大臣の指導）

第九十一条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

(指定訪問看護の事業の運営に関する基準)

第九十二条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(変更の届出等)

第九十三条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(指定訪問看護事業者等の報告等)

第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者（以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に係る訪問者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(指定訪問看護事業者の指定の取消し)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定訪問看護事業者に係る第八十八条第一項の指定を取り消すことができる。

(公示)

第九十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定訪問看護事業者の指定をしたとき。

二 第九十三条の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条の規定により指定訪問看護事業者の指定を取り消したとき。

（傷病手当金）

第九十九条（略）

2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

（出産育児一時金）

第一百一条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

（出産手当金）

第一百二条 被保険者が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、標準報酬日額の百分の六十に相当する金額を支給する。

（出産手当金と傷病手当金との調整）

第一百三条 出産手当金を支給する場合には、その期間、傷病手当金は、支給しない。

2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払とみなす。

（傷病手当金又は出産手当金の継続給付）

第一百四条 被保険者の資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日）の前日まで引き続き一年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であつた者（第一百六条において「一年以上被保険者であつた者」という。）であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることがで

きる。

(資格喪失後の死亡に関する給付)

第二百五条 (略)

2 第一百条の規定は、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合及び同項の埋葬料の金額について準用する。  
(船員保険の被保険者となった場合)

第一百七条 前三条の規定にかかわらず、被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつたときは、保険給付は、行わない。  
(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第一百八条 (略)

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)より少ないときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額(第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)については、この限りでない。

4 (略)

5 保険者は、前三項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第二項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第三項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第九十九条 前条第一項に規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。  
（家族移送費）

第一百十二条 被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 第九十七条第二項及び第九十八条の規定は、家族移送費の支給について準用する。  
（家族出産育児一時金）

第一百十四条 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第一百一条の政令で定める金額を支給する。

第一百五十五条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影

響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

第一百六条 被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第一百七七条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第一百八条 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、行わない。

一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 被保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が前項各号のいずれかに該当する場合であつても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第一百九条 被保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第二百十條 被保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、六月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

第二百一十條 被保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第五十九條の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二百二十二條 第一百六條、第一百七七條、第一百八條第一項及び第一百九條の規定は、被保険者の被扶養者について準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

（標準賃金日額）

第二百二十四條 （略）

2 一の年度における標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の当該年度における日

雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金日額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 第四十条第三項の規定は、前項の政令の制定又は改正について準用する。

(日雇特例被保険者手帳)

第二百二十六条 (略)

4 日雇特例被保険者手帳の様式、交付及び返納その他日雇特例被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養費)

第三十二条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 日雇特例被保険者が、第二百二十九条第三項に規定する確認を受けないで、第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、保険者が、その確認を受けなかったことを緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

(訪問看護療養費)

第三十三条 日雇特例被保険者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 第二百二十九条第二項、第五項及び第七項の規定は、訪問看護療養費の支給について準用する。

(出産育児一時金)

第三百三十七条 日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の前四月間に通算して二十六日分以上の保険料がその者について納付されているときは、出産育児一時金として、第一条の政令で定める金額を支給する。

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第三百三十九条 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(家族訪問看護療養費)

第四百十一条 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 第二百二十九条第二項、第五項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

(家族移送費)

第四百十二条 日雇特例被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対し、第九十七条第一項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

(家族埋葬料)

第四百十三条 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 家族埋葬料の額は、第一百三十三条の政令で定める金額とする。

(家族出産育児一時金)

第四百十四条 日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前二月間に通算して二十六日分以上又は当該月の前六月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 家族出産育児一時金の額は、第一百一条の政令で定める金額とする。

(特別療養費)

第四百四十五条 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至った者については、二月。第三項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を第六十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局若しくは特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二 一月間若しくは継続する二月間に通算して二十六日分以上又は継続する三月ないし六月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合において)、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなった日又は第二百二十六条第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後)に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

255 (略)

6 特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

7 第三百三十二条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百二十九条第三項に規定する確認」及び「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

第四百六十六条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第三条第二項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなった日以後、日雇特例被保険者が第二百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

第二百五十条 (略)

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 保険者は、前二項の事業に支障がない場合に限る、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項又は第二項の事業を行うことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第百五十二条 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する。

2 前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

(被保険者の保険料額)

第百五十六条 (略)

一 (略)

二 介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

2 前項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

(保険料の徴収の特例)

第百五十八条 前月から引き続き被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、次条及び第百六十三条において同じ。)である者が第百十八条第一項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以後、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はその翌月以後、同項各号のいずれかに該当しなくなった月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至った月に同項各号のいずれかに該当しなくなったときは、この限りでない。

(保険料の負担及び納付義務)

第百六十一条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

(健康保険組合の保険料の負担割合の特例)

第六十二条 健康保険組合は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる。

(組合員である被保険者の負担する一般保険料額の限度)

第六十三条 健康保険組合の組合員である被保険者の負担すべき一般保険料額が一月につき標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ千分の四十五を乗じて得た額を超える場合においては、その超える部分は、事業主の負担とする。

(任意継続被保険者の保険料の前納)

第六十五条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手續、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

(口座振替による納付)

第六十六条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料の源泉控除)

第六十七条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 事業主は、前二項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者

に通知しなければならない。

(日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)

第百六十九条 日雇特例被保険者は前条第一項第一号イの額の二分の一に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第一号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負担する。

2 事業主（日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第七十一条において同じ。）は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

3 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

4 日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者は、適用事業所に使用される日ごとに、その日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

5 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。

6 事業主は、第二項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 第百六十四条第二項及び第三項並びに第百六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第百六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

(保険料の繰上徴収)

第七十二条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があったとき。

ホ 競売の開始があったとき。

二 法人である納付義務者が、解散をした場合

三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

(日雇抛出金の徴収及び納付義務)

第七十三条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（老人保健抛し出金及び介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第五十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から抛し出金を徴収する。

2 日雇関係組合は、前項に規定する抛し出金（以下「日雇抛し出金」という。）を納付する義務を負う。

(日雇抛し出金の額)

第七十四条 前条第一項の規定により日雇関係組合から徴収する日雇抛し出金の額は、当該年度の概算日雇抛し出金の額とする。

ただし、前年度の概算日雇抛し出金の額が前年度の確定日雇抛し出金の額を超えるときは、当該年度の概算日雇抛し出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前年度の概算日雇抛し出金の額が前年度の確定日雇抛し出金の額に満たないときは、当該年度の概算日雇抛し出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

(概算日雇抛し出金)

第七十五条 前条の概算日雇抛し出金の額は、当該年度の日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用の見込額から当該年度の日雇特例被保険者に関する保険料相当額の見込額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定する額に

、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

(政令への委任)

第七十八条 第七十三条から前条までに定めるもののほか、日雇拠出金の額の決定、納付の方法、納付の期限、納付の猶予その他日雇拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

(国民健康保険の保険者への適用)

第七十九条 第三条第一項第七号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第七十三条から前条までの規定を適用する。

(延滞金)

第八十一条 (略)

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(設立、人格及び名称)

第八十四条 健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に健康保険組合連合会という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、健康保険組合連合会という名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第百八十五条 連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため必要があると認めるときは、連合会に加入することを命ずることができる。

(規約の記載事項)

第百八十六条 連合会は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的及び事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 総会に関する事項

五 役員に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 資産及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

(役員)

第百八十七条 連合会に、役員として会長、副会長、理事及び監事を置く。

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して連合会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して連合会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、連合会の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(審査請求及び再審査請求)

第八十九条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(行政不服審査法の適用関係)

第九十一条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定は、適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十二条 第八十九条第一項又は第九十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(期間の計算)

第九十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第九十五条 健康保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(立入検査等)

第九十八条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準

用する。

(共済組合に関する特例)

第二百条 国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所で使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であつて共済組合の組合員であるものに対しては、この法律による保険給付は、行わない。

2 共済組合の給付の種類及び程度は、この法律の給付の種類及び程度以上であることを要する。

第二百一条 厚生労働大臣は、共済組合について、必要があると認めるときは、その事業及び財産に関する報告を徴し、又はその運営に関する指示をすることができる。

第二百二条 第二百条第一項の規定により保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しない。

(権限の委任)

第二百四条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務局長に委任することができる。

第二百五条 (略)

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第二百六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(実施規定)

第二百七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

一 第四十八条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四十九条第二項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第六十一条第二項又は第六十九条第七項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第六十九条第二項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第七十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは同項若しくは同条第二項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百九条 事業主以外の者が、正当な理由がなくて第九十八条第一項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十條 被保険者又は被保険者であつた者が、第六十条第二項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十一條 第二百六条第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第二百六条第一項の規定に違反して、申請をせず、又は第六十九条第四項の規定に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百十三條 健康保険組合又は第五十四条第一項に規定する国民健康保険の保険者である国民健康保険組合の役員、清算人又は職員が、第七十一条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第四百四十一條の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百四十一條の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百十四條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百八條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百十五條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第六十條第一項（第四百九條において準用する場合を含む。）の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十六條 事業主が、正当な理由がなくて第九十七條第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十七條 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第九十七條第二項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十八條 健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなくて厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかつたときは、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の二倍に相当する金額以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

### (健康保険組合の財政調整)

### 第二条 (略)

2 組合は、前項の事業に要する費用に充てるため、連合会に対し、政令で定めるところにより、拠出金を拠出するものとする。

3 組合は、前項の規定による拠出金の拠出に要する費用に充てるため、調整保険料を徴収する。

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ調整保険料率を乗じて得た額とする。

5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬を基礎として、政令で定める。

6 第二十九条及び第八十五条第三項の規定は、第一項の事業について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「事業若しくは財産」とあるのは「事業」と、同条第四項中「とき、又は前条第二項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第三項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは「とき」と、第八十五条第三項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第二条第一項の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

### 7 (略)

8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定は、第六十条第十項の規定にかかわらず、同項の認可を受けることを要しない。

9 前項の規定による決定をしたときは、当該変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(国庫補助の経過措置)

第五条 当分の間、第五百五十三条第一項中「千分の百六十四から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、及び第五百五十四条第一項中「前条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百三十」と、同条第二項中「同条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは「千分の百六十四」とする。

(日本私立学校振興・共済事業団等の適用)

第六条 この法律の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。

(特定被保険者)

第七条 健康保険組合は、第五百五十六条第一項第二号及び第五百五十七条第二項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護保険第二号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。）に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができる。

2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第五百五十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「附則第七条第一項及び第三項」とする。

3 第五百五十六条第二項の規定は、介護保険第二号被保険者である被扶養者（第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者の被扶養者に限る。）が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合について準用する。

4 第一項の規定により特定被保険者に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合の介護保険料率の算定の特例に関して必要な事項は、政令で定める。

(承認健康保険組合)

第八条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けた健康保険組合（以下この条において「承認健康保険組合」という。）は、第五百五十六条第一項第一号、第五百五十七条第二項、第六十条第十一項及び前条第一項の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者（同項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算

額とされた特定被保険者を含む。第四項において同じ。）に関する保険料額と特別介護保険料額との合算額とすることができる。

2 前項の特別介護保険料額の算定方法は、政令で定める基準に従い、各年度における当該承認健康保険組合の特別介護保険料額の総額と当該承認健康保険組合が納付すべき介護納付金の額とが等しくなるように規約で定めるものとする。

3 前項の政令は、介護保険法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

4 承認健康保険組合の介護保険第二号被保険者である被保険者に対する第六十二条の規定の適用については、同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。

#### ◎ 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（医療の実施）

第二十五条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者（加入者に限る。以下「七十五歳以上の加入者等」という。）であつて当該市町村の区域内に居住地を有するものに対し、当該各号に該当するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から医療を行う。

一 七十五歳以上の者

二 六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長の認定を受けたもの

2 （略）

（一部負担金）

第二十八条 第二十五条第三項の規定により保険医療機関等について医療を受ける者は、医療を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該医療につき第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 百分の十

（費用の支弁）

第四十七条 市町村は、当該市町村が行う医療等以外の保健事業に要する費用、当該市町村長が行う医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(確定医療費拠出金)

第五十六条 第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

2 前項第1号の確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を前々年度における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合(その割合が前々年度における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

#### ◎ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) (抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

(国及び都道府県の義務)

第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。

2 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。

(被保険者)

第五条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(資格取得の時期)

第七条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

(退職被保険者等)

第八条の二 市町村が行う国民健康保険の被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間(当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。)又はこれらの期間を合算した期間(以下この項及び第百十三条の二第二項において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。)が二十年(その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間)以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものは、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

二 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)

三 国家公務員共済組合法

四 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)

五 地方公務員等共済組合法

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)

七 私立学校教職員共済法

八 地方公務員の退職年金に関する条例

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）

2 (略)

(特別会計)

第十条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民健康保険運営協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

(協議)

第十二条 市町村は、第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減じようとする場合その他の政令で定める場合においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(人格)

第十四条 組合は、法人とする。

(名称)

第十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(住所)

第十六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立)

第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、十五人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者三百人以上の同意を得て行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可

をしてはならない。

4 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

(規約の記載事項)

第十八条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 組合の地区及び組合員の範囲

四 組合員の加入及び脱退に関する事項

五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項

六 役員に関する事項

七 組合会に関する事項

八 保険料に関する事項

九 準備金その他の財産の管理に関する事項

十 公告の方法

十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

(準用規定)

第二十二條 第九條(第十項を除く。)の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(役員)

第二十三條 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上とし、それぞれ規約で定める。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組

合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

4 理事及び監事の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(役員職務)

第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

2 組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

(理事の専決処分)

第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

(組合会)

第二十六条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人をこえる組合にあつては、三十人以上であることをもつて足りる。

3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。

4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。

(組合会の招集)

第二十八条 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。

2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。

(選挙権及び議決権)

第二十九条 組合員は、各自一箇の選挙権を有し、組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。

(組合会の権限)

第三十条 組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。  
(民法の準用)

第三十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十四条から第五十七条まで及び第六十六条の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第六十六条中「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替えるものとする。

(解散)

第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。

一 組合会の議決

二 規約で定めた解散理由の発生

三 第一百八条第四項の規定による解散命令

四 合併

2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(合併)

第三十三条 組合は、合併しようとする場合においては、組合会においてその旨を議決しなければならない。

2 組合が合併した場合においては、合併により新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併により消滅した組合の権利義務（その組合が、国民健康保険事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承

継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第三十四条 民法第七十二条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二条及び第七十四条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第七十二条、第七十七条及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。  
(政令への委任)

第三十五条 この章に規定するもののほか、組合の管理、財産の保管その他組合に関して必要な事項は、政令で定める。

第三十七条 削除

第三十八条 削除

第三十九条 削除

(保険医療機関等の責務)

第四十条 保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)又は保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たる場合の準則については、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令の例による。

2 前項の場合において、同項に規定する厚生労働省令の例により難いとき又はよることが適当と認められないときの準則については、厚生労働省令で定める。

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第四十一条 保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、保険者が開設者の同意を得て定める保険医療機関等について療養の給付を受ける被保険者は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該保険医療機関等に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金と第一項の規定により減ぜられた割合による一部負担金との差額を当該被保険者に支給しなければならない。

4 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険

者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3 第四十二条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。  
(保険医療機関等の診療報酬)

第四十五条 (略)

2と4 (略)

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域とする国民健康保険団体連合会(加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、民法第361条の規定により設立された法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。  
(保険医療機関等の報告等)

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に必要があるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは保険医療機関等について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第四十一条第二項の規定は、第一項の規定による質問又は検査について準用する。

5 都道府県知事は、保険医療機関等につきこの法律による療養の給付に関し健康保険法第八十条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は保険医若しくは保険薬剤師につきこの法律による診療若しくは調剤に関し健康保険法第八十一条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(健康保険法の準用)

第四十六条 健康保険法第六十四条及び第八十二条第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十七条 削除

第四十八条 削除

第四十九条 削除

第五十条 削除

第五十一条 削除

(厚生労働大臣又は都道府県知事の指導)

第五十四条の二の二 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(報告等)

第五十四条の二の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 都道府県知事は、指定訪問看護事業者につきこの法律による指定訪問看護に関し健康保険法第九十五条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。

第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十二条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。

第六十三条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第六十三条の二 保険者は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主

又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 保険者は、第九条第六項（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

（損害賠償請求権）

第六十四条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならぬ一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

3 保険者は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令の定めるものに委託することができる。

（強制診断等）

第六十六条 保険者は、保険給付に關して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（受給権の保護）

第六十七条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第六十八条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(国庫負担金の減額)

第七十一条 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、政令の定めるところにより、前条の規定により当該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額をこえることができない。

第七十二条の二 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の百分の七に相当する額とする。

(広域化等支援基金)

第七十五条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

(保険料の減免等)

第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(督促及び延滞金の徴収)

第七十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならぬ。ただし、前条において準用する地方税法第十三条の二第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる。

2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二百三十一条の三第三項前段及び第十項の規定を準用する。

3 第一項の規定により組合が市町村に対し処分の請求を行った場合においては、市町村は、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分する。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

4 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第七号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「被用者保険等保険者」という。）から、療養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下本則において「拠出金」という。）を徴収する。

2 (略)

(設立、人格及び名称)

第八十三条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、当該区域内のその他の保険者は、すべて当該連合会の会員となる。

(規約の記載事項)

第八十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合会の区域

五 会員の加入及び脱退に関する事項

六 経費の分担に関する事項

七 業務の執行及び会計に関する事項

八 役員に関する事項

九 総会又は代議員会に関する事項

十 準備金その他の財産に関する事項

十一 公告の方法

十二 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

(準用規定)

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第三十五条まで及び第八十二条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合会議員」とあるのは「総会又は代議員会の議員」と読み替えるものとする。

(診査委員会)

第八十七条 第四十五条第5項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域とする連合会(加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。)に、国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の組織)

第八十八条 審査委員会は、都道府県知事が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。

2 委員は、都道府県知事が委嘱する。

3 前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならない。

(審査委員会の権限)

第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関等又は特定承認保険医療機関が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(省令への委任)

第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(審査請求)

第九十一条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第九十二条 国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）は、各都道府県に置く。

(組織)

第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第九十五条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(定足数)

第九十六条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(表決)

第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(管轄審査会)

第九十八条 審査請求は、当該処分をした保険者（第八十条第三項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。）の所在地の都道府県の審査会に対してしなければならない。

2 審査請求が管轄違であるときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査請求があつたものとみなす。

（審査請求の期間及び方式）

第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（保険者に対する通知）

第一百条 審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

（審理のための処分）

第一百一条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師に対し、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

（政令への委任）

第一百二条 この章及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

（審査請求と訴訟との関係）

第一百三條 第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

（保健事業等に関する援助等）

第一百四條 連合会及び第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下単に「指定法人」という。）は、国民健

康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二条第一項及び第二項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「保健事業等」という。）に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の措置）

第二百五条 国及び地方公共団体は、前条の規定により連合会又は指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告の徴収等）

第二百六条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業状況の報告）

第二百七条 保険者及び連合会は、厚生労働省令の定めるところにより、事業状況を都道府県知事に報告しなければならない。（組合等に対する監督）

第二百八条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第二百六条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分違反しているとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会

に対し、期間を定めて、その役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

(権限の委任)

第九十九条 第六十六条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(時効)

第一百十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)

第一百一十一条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍に関する無料証明)

第一百十二条 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、保険者又は保険給付を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。

(文書の提出等)

第一百三十三条 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又は

これらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(診療録の提示等)

第百十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険給付に関して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(準用規定)

第百十五条 第百六条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第百六条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。

(病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)

第百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一 病院又は診療所への入院

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
  - 三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所
  - 四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
  - 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所（同法第十一条第一号又は第二号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）
  - 六 介護保険法第八条第十九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるものへの入居又は同条第二十二項に規定する介護保険施設への入所
- 2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。
- 一 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の市町村
  - 二 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等すること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村（現入院病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の市町村
- 3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入院等をしている病院等は、当該病院等の所在する市町村及び当該被保険者に対し国民健康保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならぬ。
- （被保険者証の交付に関する特例）

第百十七条 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九条第二項の規定による被保険者証の交付の求があつた場合においては、条例の定めるところにより、その求があつた日から起算して三箇月の範囲内において条例で定める期間を経過するまでの間において被保険者証を交付するものとすることができる。

(読替規定)

第百十九条 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣と都道府県知事との連携)

第百十九条の三 第四十一条第一項及び第二項、第四十五条の二第一項、第五十四条の二の二、第五十四条の二の三第一項並びに第百十四条第二項の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事がこれらの規定に規定する事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第百十九条の四 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施規定)

第百二十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第百二十二条 正当な理由なしに、第一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断若しくは検案をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、審査会が行う審査の手続における請求人又は第百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第百二十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第百十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは

、三十万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条 組合又は連合会が、第二十七条第四項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、第六十六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

第二十六条 第十五条第二項又は第八十三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分について準用する。  
第二百二十八条 前条第一項から第三項までの規定は、組合について準用する。この場合において、これらの規定中「条例」とあるのは「規約」と、「過料」とあるのは「過怠金」と読み替えるものとする。

2 組合又は連合会は、規約の定めるところにより、その施設の使用に関し十万円以下の過怠金を徴収することができる。

## ◎ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（相続による納税義務の承継）

第九条 相続（包括遺贈を含む。以下本章において同じ。）があつた場合には、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章において同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条の法人は、被相続人（包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（以下本章において「被相続

人の地方団体の徴収金」という。)を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

(繰上徴収)

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

(略)

(書類の送達)

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

(略)

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

(略)

(他の地方団体への徴収の嘱託)

第二十条の四 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

(略)

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第二条 船員保険ハ政府之ヲ管掌ス

第三条 本法ニ於テ報酬ト称スルハ船舶所有者ニ使用セラルル者ガ労務ノ対償トシテ受クル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

② 本法ニ於テ賞与ト称スルハ前項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ

③ 報酬又ハ賞与ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ価額ハ其ノ地方ノ時価ニ依リ社会保険庁長官之ヲ定ム  
第四条（略）

第四条ノ二 社会保険庁長官ハ育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号ニ規定スル育児休業又ハ同法第二十三条第一項ノ育児休業ノ制度ニ準ズル措置ニ依ル休業（以下育児休業等ト称ス）ヲ終了シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ガ当該育児休業等ヲ終了シタル日（以下本条及次条第一項ニ於テ育児休業等終了日ト称ス）ニ於テ当該育児休業等ニ係ル三歳ニ満たザル子ヲ養育スル場合ニ於テ其ノ使用セラルル船舶所有者ヲ經由シテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外育児休業等終了日ノ翌日現在ニ依リ報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザル場合ニ於テハ育児休業等終了日ノ翌日ノ属スル月ノ翌月（育児休業等終了日ノ翌日ガ月ノ初日ナルトキハ其

ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

②前項ノ規定ニ依リ標準報酬月額ガ改定セラレタル被保険者ニ付テハ前条第三項乃至第五項ノ規定ニ依ルノ外其ノ被保険者ノ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬月額ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月(其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬月額ヲ改定ス

第四条ノ三 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日又ハ時間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ属スル月ニ受ケタル報酬ノ額  
三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日、報酬ニ増減アリタル日、育児休業等終了日ノ翌日又ハ勤務時間其ノ他ノ勤務条件ニ変更アリタル日前一月間ニ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勤務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ変動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト変動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金(当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル勤務ノ対償トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人

歩（歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ）当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為ルベキトキニ限ル

六 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

②被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ社会保険庁長官之ヲ算定ス

第四条ノ四 第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬月額ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第六条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外民法ノ期間ノ計算ニ関スル規定ヲ準用ス

第七条 削除

第八条 社会保険庁長官又ハ保険給付ヲ受クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

②前項ノ規定ハ被扶養者ニ係ル保険給付ヲ為ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戸籍ニ関シ之ヲ準用ス

第九条 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテ社会保険庁長官ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

②社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第

四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第五項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター（船員ノ雇用ノ促進に關する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之ニ同ジ）及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機關ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

③被保険者タリシ者ノ従前ノ船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヨリ求職者等給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル証明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

④前項ノ規定ハ雇用継続給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同項中「被保険者タリシ者」トアルハ「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト「従前ノ船舶所有者」トアルハ「当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者」トス

⑤社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者ヲシテ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若ハ届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 社会保険庁長官ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

③第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第十条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令中船舶所有者トアルハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者トス

第十一条 船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ船舶内ニ在リテ其ノ船舶ノ航行中行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ在リテハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル日又ハ其ノ者ガ行方不明ト為リタル日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス航空機ガ墜落シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ航空機内ニ在リシ被保険者若ハ被保険者タリシ者若ハ航空機内ニ在リテ其ノ航空機ノ航行中ニ行方不明ト為リタル被保険者若ハ被保険者タリシ者ノ生死ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ於テ亦同ジ

第十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ滞納スル者アルトキハ社会保険庁長官ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ但シ第六十条ノ四ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ督促ヲ為サントスルトキハ社会保険庁長官ハ納付義務者ニ対シ督促状ヲ発スベシ

③前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ四第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ徴収金額ニ付年十四・六パーセントノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴収金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日数ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴収ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情状アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徴収金額千円未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徴収ヲ為ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本国内ニ在ラザル為又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル為公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

⑤前項ノ場合ニ於テ徴収金額ノ一部ニ付納付アリタルトキハ其ノ納付ノ日以後ノ期間ニ係ル延滞金ノ計算ノ基礎トナルベキ徴収金額ハ其ノ納付アリタル徴収金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

⑥延滞金ヲ計算スルニ当リ徴収金額二千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス

⑦督促状ニ指定シタル期限迄ニ徴収金ヲ完納シタルトキ又ハ前三項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ百円未満ナルトキハ延滞金ヲ徴収セズ延滞金ノ金額ニ百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨ツ

第十二条ノ二 前条ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ又ハ第六十二条ノ四第一項各号ノ一二該当スル納付義務者（同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム）納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキハ社会保険庁長官ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分シ又ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村（東京都ノ区ノ存スル区域及地方自治法第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区以下之ニ同ジ）ニ対シ之ガ処分ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ市町村ニ対シ処分ノ請求ヲ為シタルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ当該市町村ニ交付スベシ

第十三条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又ハ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）ニ依ル共済組合ノ組合員（以下単ニ組合員ト称ス）タル被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

②組合員タル被保険者タリシ者ニ対シテモ前項ト同様トス但シ組合員タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ナホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再ビ被保険者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

③前項本文ノ規定ハ組合員タル被保険者タリシ者ガ組合員タル被保険者以外ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ対シ其ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

④前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保険給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ

第十五条ノ二 組合員タル被保険者ニ付テハ保険料ハ之ヲ徴収セズ

第十五条ノ三 厚生労働大臣ハ第十五条ノ共済組合ニ対シテ事実ニ関スル報告ヲ為サシメ事業及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第十六条 管海官庁ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ船員保険ニ関スル事務ノ一部ヲ行フ

第十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条ニ規定スル船員（以下船員ト称ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者

ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十八条 被保険者ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第十九条 被保険者ハ死亡シタル日又ハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事実アリタル日ニ更ニ前条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別（其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ変更ハ社会保険庁長官ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

②前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出若ハ第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ限り之ヲ為スモノトス

第二十条 第十九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及第十四条ヲ除ク）ノ規定ヲ適用セズ

第二十一条 削除

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲ社会保険庁長官ニ届出ヅベシ

第二十一条ノ三 社会保険庁長官ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ第四条第二項若ハ第四条ノ五第一項ノ規定ニ依ル決定若

ハ第四条第三項乃至第五項若ハ第四条ノ二ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

② 船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ

③ 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ所在ガ不明ナル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ社会保険庁長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

④ 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ

⑤ 社会保険庁長官ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一条ノ四 社会保険庁長官ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ

② 前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

② 社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ  
第二十二条 被保険者タリシ期間ハ被保険者ノ資格（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル

② 前項ノ規定ニ拘ラズ被保険者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月ハ一月トシテ之ヲ被保険者タリシ期間ニ加算ス但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条ノ二 行方不明手当金ヲ受クベキ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グル者ニシテ被保険者ガ行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一 被保険者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父母ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属スルモノ

②被保険者が行方不明ト為リタル当時胎児タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者が行方不明ト為リタル当時主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十二條ノ三 行方不明手当金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ同項第一号又ハ第三号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依リ同項第二号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニス但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父母ヲ後ニス

第二十三條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時（失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第三項、第二十三條ノ三並ニ第二十三條ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ）之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

②被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ当時政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除キ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

一 子又ハ孫（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル）

二 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル）

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三條ノ二 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

②先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三 葬祭料又ハ第四十二條ノ二、第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス

第二十三条ノ四 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一 配偶者

二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖父母

三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖父母

②第二十二條ノ三但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ五 第二十二條ノ三、第二十三條ノ二又ハ前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受クベキ被扶養者又ハ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保険給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十三条ノ六 行方不明手当金又ハ遺族年金ヲ受クル同順位者中一人ガ其ノ手当金又ハ年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ仍同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ行方不明手当金又ハ遺族年金ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十四条 障害年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ権利消滅ノ月ヲ以テ終ル

②障害年金及遺族年金ハ毎年二月、四月、六月、八月、十月及十二月ノ六期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十四条ノ二 障害年金及遺族年金ノ金額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス

第二十四条ノ三 乙年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル場合ニ於テ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年

金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

②年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第二十四条ノ四 年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタルニ因リ其ノ年金タル保険給付ヲ受クル権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該年金タル保険給付ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ年金タル保険給付アルトキハ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ当該年金タル保険給付ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第二十五条 政府ハ事故ガ第三者ノ行為ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ保険給付ヲ為シタルトキハ其ノ給付ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ第三者ニ対シテ有スル損害賠償請求ノ権利ヲ取得ス

②前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷、行方不明若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷、行方不明又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ第十一条ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラルル事由ノ生ジタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル

災害補償ニ相当スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第二十七条 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ譲渡シ、担保ニ供シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ年金タル保険給付ヲ受クル権利ヲ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ担保ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七条ノ二 保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノアルトキハ其ノ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニシテ其ノ者ノ死亡当時生計ヲ同ジクシタル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ未支給ノ保険給付ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其ノ保険給付ノ請求ヲ為サザリシトキハ同項ニ規定スル者ハ自己ノ名ニ於テ其ノ保険給付ヲ請求スルコトヲ得

③未支給ノ保険給付ヲ受クベキ者ノ順位ハ第一項ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

④未支給ノ保険給付ヲ受クベキ同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ一人ノ為シタル請求ハ全員ノ為ニ其ノ全額ニ付為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ為シタルモノト看做ス

第二十七条ノ三 本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ障害又ハ死亡ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日(第十一条ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラレタル場合ニ在リテハ死亡ノ推定セラルル事由ノ生ジタル日)ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第二十七条ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得

第二十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 処置、手術其ノ他ノ治療

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

②前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及選定療養（健康保険法第六十三条第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

③第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）疾病又ハ負傷

二 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

④被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

⑤第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八條第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第二十八条ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第六十四条ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ同法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

②前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル厚生労働省令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ三十

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合（次号ニ掲グル場合ヲ除ク） 百分ノ十

三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ二十

②前項ノ規定ニ拘ラズ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ガ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

③保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ

社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同項ノ一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第二十八条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ社会保険庁長官ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

②前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第七十六条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メル所ニ依リ之ヲ算シ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適当トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

③社会保険庁長官ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ五 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項、第七十八条及第八十二条第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ六 第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ健康保険法第七十条第一項 及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

②第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額（同条第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタ

ル額トス

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時食事療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時食事療養費ノ額ニ付テハ入院時食事療養費算定額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

一 特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養

二 第二十八条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養

②特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第八十六条第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス）ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル特定療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付特定療養費算定額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該特定療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス）トシ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ特定療養費ノ額ニ付テハ算定費用額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受ケタル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑦第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ健康保険法第八十六条第一項第一号ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八条第五項ノ規定ニ拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付（前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ為サズ

⑧健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二並ニ第二十八条ノ四第三項ノ規定ハ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑨健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル選定療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑩第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給若ハ特定療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等及特定承認保険医療機関以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テ社会保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ療養ノ給付等ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

③前二項ノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、特定療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九条ノ四 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②前項ノ訪問看護療養費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

③指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

④訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタ

ル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額トス

⑤前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル訪問看護療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ訪問看護療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トス

⑥第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑦前項ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑧第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

⑨指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑩指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第九十二条第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準（指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル）ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

⑪第二十八条第一項各号ニ掲グル療養ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス

⑫健康保険法第八十八条第十項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依ル訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額（第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク）アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

- 一 療養ノ給付 第二十八条ノ三又ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額
  - 二 入院時食事療養費ノ支給 第二十八条ノ七第二項ニ規定スル入院時食事療養費算定額ヨリ其ノ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
  - 三 特定療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
  - 四 療養費ノ支給 第二十九条ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額
  - 五 訪問看護療養費ノ支給 第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
- ②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
- 二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付（特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス
- ②前項ノ移送費ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス
- 第三十条ノ二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ当該傷病手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ当該傷病手当金ト同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルル間ハ此ノ限ニ在ラズ
- ②職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害年金ガ支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害年金ノ額（当該障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ当該障害年金ノ額トキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害年金ノ額）ニ依ル障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額）トノ合算額）ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

③職務外ノ事由ニ因ル傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該障害厚生年金ノ額(当該障害厚生年金ト同一ノ支給事由ニ基キ国民年金法ニ依ル障害基礎年金ガ支給セラルルトキハ当該障害厚生年金ノ額ト当該障害基礎年金ノ額トノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

④傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付障害手当金又ハ厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルルトキハ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル日ヨリ其ノ日以後当該傷病手当金ガ支給セラルル場合ノ当該傷病手当金ノ額ノ合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額(当該障害ニ付障害手当金及厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ガ支給セラルル場合ニ於テハ其ノ合算額以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ達スルニ至ル日迄ノ間之ヲ支給セズ但シ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ニ達スルニ至リタル日ニ於テ当該合計額ガ当該障害手当金又ハ当該厚生年金保険法ニ依ル障害手当金ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑤職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリシ者ガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又ハ私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)ニ基ク老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齡退職年金給付ト称ス)ガ支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齡退職年金給付ノ額(当該老齡退職年金給付ニ以上アルトキハ当該二以上ノ老齡退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

⑥社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(社会保険庁長官ヲ除ク)ニ対シ同項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス)ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ

在ラズ

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク）ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者ガ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者又ハ国民健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第四百五条第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

④職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル傷病手当金ノ支給ハ其ノ支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一条ノ二 被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養（第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク）ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ニ左ノイ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス  
イ ロ乃至ニ二掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者が三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者（ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ九十

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者が七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ保険医療機関等ヨリ療養（選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ヨリ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者が当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ療養ニ付第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ三 被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

② 家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ前条第二項第一号イ乃至ニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

③ 健康保険法第八十八条第十項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十九条ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ四 被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

② 第二十九条ノ六第二項ノ規定ハ家族移送費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）、施設介護サービス費ニ係ル施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

② 前項ノ規定ニ依ル給付ハ当該被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過スルニ至ル迄ノ間（当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル）ニ限り之ヲ支給ス

③ 第三十一条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養（食事療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ要シタル

費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

② 高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ療養ニ必要ナル費用ノ負担ノ家計ニ与フル影響及療養ニ要シタル費用ノ額ヲ考慮シテ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二条ノ六 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金又ハ求職者等給付ハ之ヲ支給セズ

② 出産手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル傷病手当金ハ出産手当金ノ内払ト看做ス

第三十三条 被扶養者ガ分娩シタルトキハ被保険者ニ対シ家族出産育児一時金トシテ第三十二条第一項ノ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

### ◎ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（抄）

（所掌事務）

第2条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

（組織）

#### 第三条 （略）

2 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

4 （略）

5 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

6 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、

同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

8 厚生労働大臣は、第五項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

9 委員及び専門委員は、非常勤とする。

### ◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であつて、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であつて、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によつて生じたもので

あるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要支援状態にある六十五歳以上の者

二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によつて生じたものであるもの

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

6 (略)

7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

8 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。

一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

二 船員保険法の規定による被保険者

三 国民健康保険法の規定による被保険者

四 国家公務員共済組合法 又は地方公務員等共済組合法 に基づく共済組合の組合員

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

七 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

5 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

6 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定

めるものをいう。

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

10 (略)

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であつて、第十九項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十二項及び第十三項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「夜間対応型訪問介護」とは、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

16 この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

17 この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

18 この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

19 この法律において「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、有料老人ホームその他第十一項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの（以下「介護専用型特定施設」という。）のうち、その入居定員が二十九人以下であるもの（以下この項において「地域密着型特定施設」という。）に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定

めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

20 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいうことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

21 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービスに係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービスに係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第百十五条の三十八第一項第五号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあつては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

25 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

26 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入所する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介

護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

4 この法律において「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

5 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

6 この法律において「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

7 この法律において「介護予防通所介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9 この法律において「介護予防短期入所生活介護」とは、居宅要支援者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

10 (略)

11 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであつて入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

14 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

15 この法律において「介護予防認知症対応型通所介護」とは、居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デ

イサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

17 この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

18 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

（被保険者）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者と

する。

一 (略)

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）  
(届出等)

第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生労働省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。

2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。

5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
(施設介護サービス費の支給)

2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべ

き額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があつたものとみなす。

6 (略)

7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、施設介護サービス費の支給及び介護保険施設の施設介護サービス費の請求に必要事項は、厚生労働省令で定める。

(他の法令による給付との調整)

第二十条 介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）は、当該要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であつて国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けるときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2512 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 介護保健施設サービス

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

258 (略)

(高額介護サービス費の支給)

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2 (略)

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の二 (略)

一5六 (略)

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額

二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

3 (略)

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。

一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 その他政令で定めるとき。

2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要

支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

## 258 (略)

(高額居宅支援サービス費の支給)

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額居宅支援サービス費を支給する。

## 第六十一条の二 (略)

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)

## 第六十一条の三 (略)

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

## 第六十九条 (略)

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、地

域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
- 五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項
- 六 特例施設介護サービス費の支給 第四十九条第二項
- 七 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 八 特例介護予防サービス費の支給 第五十四条第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 九 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 十 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
- 十一 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項
- 十二 介護予防福祉用具購入費の支給 第五十六条第三項、第四項及び第七項
- 十三 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項
- 十四 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及び第七項

#### 4 (略)

#### (指定の更新)

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 (略)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(指定の取消し等)

第七十八条の九 (略)

- 一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第五号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第五項第三号に該当するに至ったとき。
- 三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。

五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 (略)

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第七十八条の六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分には違反したとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十四 指定地域密着型サービス事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 介護老人保健施設を開設した者（以下「介護老人保健施設の開設者」という。）が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 (略)

一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十

五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七（略）

八 前号に規定する期間内に第百五条において準用する医療法第九条第一項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）

の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになるか、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

第百十五条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の六第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律

で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(準用)

第百十五条の十 第七十条の二から第七十二条までの規定は、第五十三条第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の二十九 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に

対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 (略)

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(地域支援事業)

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 (略)

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 (略)

一 (略)

二 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

三 介護サービス情報の公表に関する事項

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

五 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

六 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項

### 3 (略)

4 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の三第一項に規定する医療計画、社会福祉法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(年金保険者の市町村に対する通知)

第三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢退職年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村(第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。)に通知しなければならない。

一 当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢退職年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢退職年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者

2 年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合を除く。)は、前項の規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

3 地方公務員共済組合は、第一項の規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものと

する。

4 社会保険庁長官は、第二項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三十六条において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

（保険料の特別徴収）

第三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。）に対して課する保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 市町村は、前項本文の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、同項本文に規定する第一号被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険者（以下「特別徴収義務者」という。）に当該保険料を徴収させなければならない。

3 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が二以上ある場合においては、これらの特別徴収対象年金給付に老齢基礎年金が含まれるときは当該老齢基礎年金について、老齢基礎年金が含まれないときは政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収させるものとする。

（特別徴収額の通知等）

第三十六条 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、特別徴収対象被保険者に係る保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料額その他厚生労働省令で定める事項を、特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 前項の支払回数割保険料額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者につき、特別徴収の方法によって徴収する保険料額（以下「特別徴収対象保険料額」という。）から、第四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年三月三十

一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までにしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（特定年金保険者に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、社会保険庁長官を経由してしなければならない。

6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（地方公務員共済組合に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

（特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等）

第三百三十七条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同項に規定する支払回数割保険料額を、厚生労働省令で定めるところにより、当該年の十月一日から翌年三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

2 地方公務員共済組合は、前項の規定により市町村に納入する場合には、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

3 特別徴収義務者が、特別徴収対象年金給付の支払をする際特別徴収対象被保険者から徴収しなかった保険料額に相当する額を第一項の規定により市町村に納入した場合においては、その徴収しなかった保険料額に相当する額を、当該納入をしたとき以後に当該特別徴収対象被保険者に支払うべき当該特別徴収対象年金給付から控除することができる。

4 特別徴収義務者は、第三百三十五条の規定により当該特別徴収義務者が徴収すべき保険料に係る特別徴収対象被保険者が当該特別徴収義務者から特別徴収対象年金給付の支払を受けなければならないこととなった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき保険料額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

5 前項に規定する場合においては、特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けなければならないこととなった特別徴収対象被保険者その他厚生労働省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る保険料

徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

6 第三十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

(被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知)

第三十八条 市町村は、第三十六条第一項の規定により支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後、当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特別徴収義務者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 第三十六条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別徴収義務者は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降特別徴収対象保険料額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、特別徴収義務者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

4 第三十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。  
(普通徴収保険料額への繰入)

第三十九条 市町村は、第一号被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険料を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険料額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第三十三条の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

2 特別徴収義務者から当該市町村に納入された第一号被保険者についての保険料額の合計額が当該第一号被保険者について特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額を超える場合(特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額がない場合を含む。)においては、市町村は、当該過納又は誤納に係る保険料額(当該過納又は誤納に係る保険料額が当該第一号被保険者が死亡し

たことにより生じたものであるときは、当該過納又は誤納に係る保険料額から厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。次項において「過誤納額」という。）を当該第一号被保険者に還付しなければならない。

3 市町村は、前項の規定により過誤納額を還付すべき場合において、当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他この法律の規定による徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、当該過誤納額をこれに充当することができる。

(仮徴収)

第四百十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徴収されていた第一号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間において当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢退職年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、当該額の範囲内において市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3 第三十六条から前条まで（第三十六条第二項を除く。）の規定は、前二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による特別徴収については、前項において準用する第三十六条の規定による通知があったものとみなし、第二項の規定による特別徴収については、前項において準用する同条の規定による通知が期日までに行われなときは、第一項に規定する老齢退職年金給付のそれぞれの支払に係る保険料額として、第二項に規定する支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によって徴収する旨の同条の規定による通知があったものとみなす。

（介護保険施設に入所中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知）

第四百四十一条 市町村は、その行う介護保険の特別徴収対象被保険者が第十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者に該当するに至ったときは、速やかに、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収義務者に、その旨を通知するものとする。

2 第三十六条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険料の減免等)

第四百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(納付金の徴収及び納付義務)

第五十条 支払基金は、第六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。）ごとに、医療保険者から、介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 (略)

### ◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

(定義)

第二条 (略)

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、

## 祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪<sup>そとう</sup>の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなつたことを除く。）をいう。

五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。

## 2・3 (略)

### (住所)

第七条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

### (運営規則)

第十一条 組合の代表者は、組合の業務を執行するために必要な事項で財務省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 組合の代表者は、運営規則を定め、又は変更する場合には、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

(職員及び施設の提供)

第十二条 各省各庁の長、特定独立行政法人の長又は公社の総裁は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他、特定独立行政法人又は公社に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

2 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

(組合の事務職員の公務員たる性質)

第十三条 組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第十四条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画及び予算)

第十五条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつど、財務大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に財務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業状況報告書を各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(借入金の制限)

第十七条 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、財務大臣の承認を受けるときは、この限りでない。

(資金の運用)

第十九条 組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(省令への委任)

第二十条 この節に規定するもののほか、組合の財務その他その運営に関して必要な事項は、財務省令で定める。

(設立及び業務)

第二十一条 (略)

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の事業に関する業務(基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れに関する業務を含む。)のうち次に掲げるもの

イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用を含む。)の計算

ハ 積立金(第三十五条の二第一項に規定する積立金をいう。二において同じ。)の積立て

ニ 積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ 基礎年金拠出金の納付

ヘ 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

ト その他財務省令で定める業務

二 (略)

3・4 (略)

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇六 (略)

七 長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

八〇十二 (略)

2・3 (略)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

2 (略)

(標準報酬)

第四十二条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

(表略)

2〇11 (略)

(標準期末手当等の額の決定)

第四十二条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(短期給付の種類)

第五十一条 (略)

一 (略)

二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

二の二 (略)

三 出産費

四 家族出産費

五 削除

六 埋葬料

七 家族埋葬料

八 傷病手当金

九 出産手当金

十 休業手当金

十の二 育児休業手当金

十の三 介護休業手当金

十一 弔慰金

十二 家族弔慰金

十三 災害見舞金

(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十三条 新たに組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その組合員は、財務省令で定める手続により、その旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至つたこと。

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、

組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

（療養の給付）

第五十四条 組合は、組合員（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。）の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 （略）

3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局
- 二 組合員（地方の組合で療養の給付に相当する給付を行うものの組合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの
- 三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 (略)

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4・5 (略)

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額(当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額)とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(入院時食事療養費)

第五十五条の二 (略)

2・4 (略)

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6・7 (略)

(療養費)

第五十六条 (略)

2 組合は、組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局から第五十四条第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、組合が必要と認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合に

において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 (略)

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(移送費)

第五十六条の三 (略)

2 移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

(家族療養費)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、組合がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

5 (略)

6 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費を支給したものとみなす。

7 (略)

8 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額(同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)とする。

9 第五十五条第七項の規定は、第五項の場合において、療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(家族訪問看護療養費)

第五十七条の二 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。

2 (略)

3 第五十六条の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十六条の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(家族移送費)

第五十七条の三 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めるときは、その移送に要した費用について組合員に対し家族移送費を支給する。

2 第五十六条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。  
(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 (略)

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所(健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第一百七十七条第二項において同じ。)の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例

により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

い。  
(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

#### 第五十九条 (略)

#### 2 (略)

#### 3 (略)

#### 一・二 (略)

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

#### 4 (略)

(高額療養費)

#### 第六十条の二 (略)

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(出産費及び家族出産費)

#### 第六十一条 (略)

2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

#### 3 (略)

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(傷病手当金)

#### 第六十六条 (略)

2 (略)

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

4 5 10 (略)

(福祉事業)

第九十八条 (略)

一 (略)

二 組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

三 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

四 組合員の貯金の受入れ又はその運用

五 組合員の臨時の支出に対する貸付け

六 組合員の需要する生活必需物資の供給

七 その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

八 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2・3 (略)

(端数の処理)

第百十五条 長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額(第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 (略)

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百二十一条 (略)

- 一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付
- 二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く。）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

## 第二百二十六条の五（略）

- 2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

- 3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

- 4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

## 5（略）

- 一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く。）。
- 四 組合員（地方の組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。
- 五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日

が到来したとき。

6 (略)

(罰則)

第二百二十八条 第一百六条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額  
の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の  
最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報  
酬の月額、同法第四十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

#### ◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(給付)

第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

二 (略)

三 高額療養費

四 十三 (略)

2 3 (略)

(標準賞与の額の決定)

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与の額を決定する。この場合において、当該標準賞与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

## 2 (略)

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。)、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条(第八項を除く。)、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項(第二号を除く。)、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十(第七項を除く。)、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第二条第一項第二号(イ、ロ及びハ以外の部分に限る。))、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項(各号列記以外の部分に限る。))、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）</p> <p>第二条第一項第四号</p>	<p>組合員</p>	<p>加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p>職員が</p> <p>職員で</p> <p>職員と</p> <p>組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）</p>	<p>第二号第一項第四号職員が教職員等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が</p> <p>教職員等で</p> <p>教職員等と</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）</p>
<p>第四十七条第二項</p>	<p>第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは</p>	<p>学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは</p>
<p>第五十二条の二</p>	<p>その保険医又は主治の医師</p> <p>前二条</p>	<p>その学校法人等、保険医又は主治の医師</p>
<p>第五十三条第一項</p>	<p>第四十二条第一項</p> <p>財務省令</p>	<p>同法第二十二條第一項</p>
<p>第五十五条第一項</p>	<p>第一号組合又は連合会</p>	<p>文部科学省令</p> <p>事業団</p>

第五十五条第一項第二号	組合員（地方の組合） 組合員及び私学共済制度の加入者 組合員の 組合が	加入者（他の法律に基づく共済組合） 組合員 加入者の 事業団が
第五十五条第二項	運営規則	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）
第五十五条第三項	報酬	給与
第五十九条第三項第二号	運営規則 地方の組合	共済運営規則 他の法律に基づく共済組合
第六十条第二項	組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	組合員 被保険者をいう
第六十一条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十三条第四項	、組合員 組合員で	、加入者 加入者で
第六十四条	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十六条第一項	組合員で 百分の六十五	加入者で 百分の八十

	第六十六条第三項	組合員で	加入者で
	第六十六条第四項	財務省令	文部科学省令
	第六十六条第六項	地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
	第六十六条第十項	財務省令	文部科学省令
	第六十七条第一項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
	第六十七条第二項及び第三項	百分の六十五	百分の八十
	第六十八条	組合員で 百分の五十	加入者で 百分の六十
	第六十九条	運営規則 、休業手当金、育児休業手当金（第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）又は介護休業手当金	共済運営規則 又は休業手当金
	第七十三条の二第一項	報酬 財務省令 従前標準報酬の月額	給与 文部科学省令 従前標準給与の月額
(略)		第百条の二	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項
(略)			
(略)			

第九十七条第一項	懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二百二十六条の五第二項	掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む。）
第二百二十六条の五第五項第四号	定款 組合員（地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者	加入者（他の法律に基づく共済組合 組合員
附則第十二条第一項	財務省令で定める要件 財務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員 当該特定共済組合の定款 財務省令で定めるところ 当該特定共済組合の組合員 当該特定共済組合に	事業団が、文部科学省令で定める要件 文部科学大臣の認可を受けた場合には、加入者 共済規程 文部科学省令で定めるところ 加入者 事業団に



附則第十二条第七項	第六十八条から第六十八条の三まで	当該特定共済組合に	定款	合算額	を含む。）
附則第十二条第九項	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金	特例退職組合員	任意継続組合員とみなして	特例退職加入者	任意継続加入者とみなして
附則第十二条第十項	第一百条の二	任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	特例退職加入者	任意継続加入者とみなして
附則第十二条の八の二第二項第一号及び附則第十二条の八の三第一項第二号	財務省令	任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	特例退職加入者	任意継続加入者とみなして
附則第十三条の十第六項	第五十条	任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	特例退職加入者	任意継続加入者とみなして

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

一 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

二 七 (略)

2 4 (略)

(国及び都道府県の補助)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務に要する費用を補助することができる。

4 (略)

(報告の請求及び検査)

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行った保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

## 2 (略)

3 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がなく、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

(国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置)

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正された場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 附則

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第二十三条第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を」とする。

◎ 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）  
（療養等）

第二十二條 （略）

2 （略）

3 国は、第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

◎ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）（抄）

附則

第十九條 （略）

② （略）

③ 第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ特別保健福祉事業資金（以下資金ト称ス）ヲ置キ次条第二項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

④ 第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金及特別事業ニ係ル附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ年金勘定及一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

⑤ 第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ関スル政府ノ経理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

◎ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十四条の二十（略）

②・③（略）

④施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、都道府県は、当該障害児に係る施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

⑤前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設医療費の支給があつたものとみなす。

#### 附則

第六十三条の三の二（略）

②・③（略）

④第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

#### ◎ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第一条の二（略）

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

第七条（略）

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種類（以下「病床の種類」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したものの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一〇三 (略)

四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

五 (略)

三〇五 (略)

第九条 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

第三十条の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 (略)

第三十条の四 厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の療養病床の設置若しくは診療所の療養病床の病床数の増加に関して報告することができる。

### ◎ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下診療担当者という。）に対して支払う

べき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもって目的とする。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 事務所の所在地
  - 四 資産に関する事項
  - 五 役員に関する事項
  - 六 業務及びその執行に関する事項
  - 七 各保険者との契約の締結に関する事項
  - 八 会計に関する事項
  - 九 定款の変更に関する事項
  - 十 公告の方法
- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - 3 基金は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 第十一条 役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は第二十九条に規定する命令に違反したときは、基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
  - 3 厚生労働大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。
- 第十五条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当

する金額の委託を受けること。

- 二 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定したる金額を支払うこと。
- 三 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

四 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担

当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3 基金は、前二項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県又は市町村の委託を受けて、国、都道府県又は市町村が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県若しくは市町村又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

5 基金は、第一項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二十九条 厚生労働大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十二条 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十五条に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

◎ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）（抄）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第九十三条（略）

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により船員保険法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読

替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員（次項及び第五項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）については、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定は、適用しない。

4 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者となしなない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者は、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

#### ◎ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（介護扶助）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。第六項において同じ。）に対して、第五号から第八号までに掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 移送

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 (略)

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 (略)

3 前条第四項及び第五項の規定は、介護扶助について準用する。この場合において、同条第四項中「急迫した事情」とあるのは、「急迫した事情その他やむを得ない事情」と読み替えるものとする。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険

診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの  
意見を聴かなければならない。

（略）

#### 第五十四条の二（略）

2 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームについて、介護保険法第四十条の二第二項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなし、同法第四十八条第一項第一号の指定があつたときは、その介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該地域密着型介護老人福祉施設について、介護保険法第七十八条の七の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の九の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたときは、その効力を失い、前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該介護老人福祉施設について、同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同法第四十八条第一項第一号の指定の効力が失われたときは、その効力を失う。

4 第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、第五十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これ

らの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）

（保険者に対する通知等）

第九条（略）

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができる。

◎ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（会員たる資格）

第十一条（略）

2 前項の規定にかかわらず、定款に定めのある場合には、その労働金庫の地区内に住所を有する労働者及びその労働金庫の地区内に存する事業場に使用される労働者は、その労働金庫の会員となることができる。

3 労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。

◎ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）

（養護老人ホーム）

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

（特別養護老人ホーム）

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事

業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策

三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に關し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 (略)

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。  
(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標

二 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

三 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 都道府県は、前項第一号の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 (略)

5 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

### ◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 (略)

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 十・十の二 （略）
- 十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- 十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（転入届）

第二十二条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。）を

した者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

（転居届）

第二十三条 転居（一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

（転出届）

第二十四条 転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

（世帯変更届）

第二十五条 第二十二条から第二十四条までの場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

（国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記するものとする。

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（国又は都道府県の指導等）

第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、前項の事務に関し必要があると認めるとき

は、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第二項の規定による助言又は勧告を求めることができる。

◎ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）

（船員保険法等の適用に関する特例）

第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス）第十一条第一項ニ規定スル労働供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号ロ及び第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三条第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。

2 前項の規定により船員保険法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 (略)

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた労働供給船員（以下「船員保険の被保険者に含まれるものとされた労働供給船員」という。）については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定は、適用しない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者（船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としなない。

6 (略)

◎ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）（抄）

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第十三条 施行日において第七条の規定により介護保険法第四十八条第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老福法第十一条第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。

）は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム（介護保険法第九十二条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。）に入所している間（当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の介護保険法第八条第二十二項に規定する介護保険施設（以下この条において単に「介護保険施設」という。）に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を有するに至つた旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。）は、介護保険法第九条及び第十三条の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

3 介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者である旧措置入所者（以下この条において「要介護旧措置入所者」という。）に対し支給する同法に規定する施設介護サービス費の額は、施行日から起算して十年間に限り、同法第四十八条第二項の規定にかかわらず、要介護旧措置入所者に係る要介護状態区分（同法第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）、特定介護老人福祉施設（当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設（同法第四十八条第一項第一号）に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所した要介護

旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。）の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この項において同じ。）に要する平均的な費用（同条第二項の厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用（同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。）の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）に、厚生労働大臣が定める要介護旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

4 介護保険法第四十八条第三項の規定は、前項の基準について準用する。

5 57 (略)

8 要介護旧措置入所者は、特定介護老人福祉施設が行う機能訓練を進んで利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるとともに、その心身の状況に応じて最も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用するように努めなければならない。

### ◎ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

第六条 (略)

一 (略)

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う政府

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全

国市町村職員共済組合連合会

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団

七 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の規定により健康増進事業を行う者

八 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の規定により健康増進事業を行う市町村

九 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定により健康増進事業を行う事業者

十（略）

十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により健康増進事業を行う市町村

十二（略）

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2（略）

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（健康診査の実施等に関する指針）

第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

◎ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（医療法等の特例）

第十八条（略）

- 一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。
- 2 前項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所に対する同法第七条第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定の適用については、同法第七条第二項中「病床数」とあるのは「病床数、提供する高度医療（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の認定に係る同項に規定する高度医療をいう。）の範囲」と、同法第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「要件」とあるのは「要件並びに構造改革特別区域法第十八条第一項第二号に掲げる要件」と、同法第二十九条第一項中「場合においては」とあるのは「場合、構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けた株式会社が開設する病院若しくは診療所の提供する医療が同法第十八条第一項に規定する高度医療に該当しなくなつたと認めて厚生労働大臣が同法第八条第二項の規定により必要な措置を講ずることが求められたにもかかわらずなお適切な措置が講じられなかつた場合において当該病院若しくは診療所の業務を継続することが適当でないとき、又は同法第十八条第一項第二号に掲げる要件に適合しなくなつたと認める場合は」とする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 第一項の規定により医療法第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十一条、第六十三条及び第六十四条（これらの規定を同法第六十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六条の二（同法第六十四

条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七条（同法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む、同法第六十四条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六条（同法第五十一条第一項、第六十三条第一項及び第六十四条第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八条第一項の規定により第七条第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）」と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、同法第六十三条第一項及び第六十四条第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三条第一項中「その業務」とあり、同法第六十四条第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七条第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役若しくは監査役」と、同法第七十六条中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役又は監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六十九条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができる。

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 (略)

8 (略)

◎ 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）（抄）

第四条 (略)

一 (略)

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める

額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

2 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項第一号」とする。

3 平成十八年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の第二項の規定により指定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

#### 4 (略)

一 第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する前条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。）の百分の九に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相

当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

五 平成十六年度の基準超過費用額の百分の九に相当する額

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金の総額の四分の一に相当する額

5 平成十八年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十八年度の概算医療費拠出金の額から平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の合算額の見込額の総額から平成十六年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の七に相当する額とする。

#### 第五条 (略)

2 附則第三条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する前条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三条第二項中「同項第一号」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する次条第一項第一号」とする。

3 平成十九年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十七年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額につ

いては、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「一部改正法」という。）附則第五条第一項において準用する附則第四条第一項及び一部改正法附則第五条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

4 平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算医療費拠出金の額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の概算医療費拠出金の額が平成十七年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の概算医療費拠出金の額が平成十七年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十七年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十七年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五

に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算介護給付費納付金の額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

五 平成十七年度の基準超過費用額の百分の七に相当する額

◎ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第五条 （略）

2511 （略）

12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

（自立支援医療費の支給）

第五十八条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 (略)

4 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないうとき、及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

5 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、市町村等は、当該支給認定障害者等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があつたものとみなす。

### ◎ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

5 (略)

一 (略)

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（社会保険診療報酬の所得計算の特例）

第二十六条 (略)

2 (略)

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産扶助のための助産

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定に基づく医療

四 (略)

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（以下この号

- において「居宅介護サービス費等」という。）を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分
- 六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分
- 3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により事業所得の金額を計算した旨の記載がない場合には、適用しない。
- 4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

◎ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（社会保険料控除）

第七十四条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払つた場合又は給与から控除される場合には、その支払つた金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 (略)

一(三) (略)

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料

五 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金

- 六 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
  - 七 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四百十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）
  - 八 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
  - 九 国家公務員共済組合法の規定による掛金
  - 十 地方公務員等共済組合法の規定による掛金（特別掛金を含む。）
  - 十一 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
  - 十二 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の規定による納付金（同法附則第六項ただし書及び附則第七項（納付金相当額の納付）の規定により納付する金額を含む。）
  - 十三 恩給法第五十九条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金
- 3 （略）

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（所掌事務）

第四条 （略）

九十四 健康保険事業に関すること。

第十八条 （略）

2 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方社会保険事務局）

第二十九条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 （略）

4 地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するもの

の局長の指揮監督を受けるものとする。

5 地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二（略）

2 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

3（略）

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）

（保険料）

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

附 則

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又はハに掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2（略）

◎ 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（抄）

（国等の債権又は債務の金額の端数計算）

第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの（以下「債権」という。）又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公庫等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公庫等の債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を一円として計算する。

3 国及び公庫等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

◎ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第五章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。

二（五）（略）

（勤務時間の短縮等の措置等）

第二十三条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳（当該労働者が第五条第三項の申出をすることができる場合にあつては、一歳六か月。以下この項において同じ。）に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあつては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者にあつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

2 (略)

(公務員に関する特例)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号。以下この条において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員を除く。以下この条において同じ。)は、給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。)の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができる。

4 5 7 (略)

8 第三項から第五項までの規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。)」とあるのは「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、第五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替えるものとする。

◎ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)(抄)  
(介護休暇)

第二十条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

◎ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをい  
い、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを  
除くものとする。

3 ～ 14 （略）

◎ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）（抄）

（育児休業の承認）

第二条 職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める  
職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）  
の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる  
。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りで  
ない。

2 ・ 3 （略）

2 ・ 3 （略）

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（抄）

(業務)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 九 (略)

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行う。

3・4 (略)

(区分経理)

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第五号に掲げるものを除く。）

三 五 (略)

2 (略)

附則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第三号の規定の適用については、第二十三条第二項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による拠出金」と、第十三条第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項

に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

◎ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）

第十六条の二（略）

254（略）

5 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

- 一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。
- 二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。

◎ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（認定）

第七条 受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

（支給及び支払）

第八条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、児童手当を支給する。

2・3（略）

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

◎ 民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）  
（催告）

第一百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 地方公共団体は、法人とする。

258 （略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

（歳入の収入の方法）

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の

規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 普通地方公共団体の長がした過料の処分不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

3 普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

### ◎ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）

(機構の目的)

第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七十四条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十条第一項又は第二項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。）の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の

業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

(国庫納付金)

第十五条 機構は、前条各号に定める勘定において、毎事業年度、当該事業年度に行つた年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。

◎ 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) (抄)

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。))の役員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員(第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者(以下この条において「職員等」という。))であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。)の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第

二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

◎ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

◎ 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

◎ 船員法（昭和二十二年法律百号）（抄）

(有給休暇の付与)

第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項または第二項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）有給休暇を与えることを延期することができる。

(妊産婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

2. 3 (略)

(療養補償)

第八十九条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

2 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない

(障害手当)

第九十二条 船員の業務上の負傷又は疾病がなおつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

◎ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律五十号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 (略)

二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付

◎ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（略）

◎ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律百四十二号）（抄）

第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。

一 六 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により公社に納められた手数料は、公社の収入とする。

◎ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。  
（略）

◎ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(社債管理者の権限等)

第七百五条 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

(略)

(二以上の社債管理者がある場合の特則)

第七百九条 二以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、社債管理者が第七百五条第一項の弁済を受けたときは、社債管理者は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負う。

◎ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。